株主各位

東京都世田谷区三軒茶屋二丁目11番22号 内 外 テ ッ ク 株 式 会 社 代表取締役会長 権 田 浩 一

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

この度の新型コロナウイルスによる被害を受けられた株主の皆様 に心よりお見舞い申しあげます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記により開催いたしますので、 ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染拡大につきましては、依然として予断を許さない状況が続いており、感染拡大防止のための対応につきましても可能な限り最善の対策が求められております。当社は、このような状況のもと、本株主総会の決議事項である役員選任議案の重要性について慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を講じたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、このような状況を鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をしていただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場を可能な限りお控えいただけますようお願い申しあげます。

なお、書面によって議決権を行使いただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月24日(水曜日)午後5時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

1. **日 時** 2020年6月25日(木曜日)午前11時(受付開始:午前10時30分)

(公共交通機関の混雑状況を考慮して、例年とは開始時刻が 異なっております。)

2. 場 所 東京都世田谷区三軒茶屋二丁目11番20号

サンタワーズD棟 6階

当社 東京営業所 会議室

(例年とは会場が異なっております。例年使用している会場が使用できないおそれもあり、当社の東京営業所の会議室での開催としております。)

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

本年は、会場を変更したことによる会場面積の減少に加え、 感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意 できる席数が例年より大幅に減少いたします。

そのため、<u>多数の方がご来場された場合には、入場をお断り</u> することがございます。予めご了承のほど、よろしくお願い 申しあげます。

3. 目的事項 報告事項

- 1. 第59期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第59期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 計算書 類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役5名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

〈株主様へのお願い〉

・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更 新する場合がございます。

インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.naigaitec.co.jp/) より、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申しあげます。

・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。ご来場の株主様は、マスクの持参・着用についてご協力をお願い申しあげます。 なお、マスクを着用しない株主様は入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。

- ・会場受付付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良 と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場を お断りし、お帰りいただく場合がございます。 なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申
 - なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお甲 し出くださいますようお願い申しあげます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。
- ・感染拡大防止のため、<u>お飲み物の提供やお土産の配布はございません</u>ので、あ しからずご理解のほどお願い申しあげます。
- ・本株主総会においては、感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項(監査報告を含みます)および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申しあげます。
- ・当社役員につきましても、感染拡大リスクの低減および会社の事業継続という 観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみの出席とさ せていただく可能性がございますので、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し あげます。

なお、事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.naigaitec.co.jp)に掲載させていただきます。

事 業 報 告

2019年4月1日から 2020年3月31日まで

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、年度前半は、良好な所得環境を背景とした個人消費や企業の積極的な設備投資を下支えとし底堅く推移しました。しかし、年度後半におきましては、中国経済の一段の減速、消費増税等により輸出、内需ともに弱含む中、新型コロナウイルス感染症の影響が重なり、景気は減速し先行きが不透明な状況となりました。

当社グループが参画しております半導体市場や半導体製造装置市場では、 半導体メーカーによる半導体メモリの在庫調整を目的とした設備投資の慎 重姿勢は継続しましたが、年度中頃より5G(次世代通信規格)の本格普 及を見据えたロジック半導体の生産力拡大に向けた設備投資が強まる動き となりました。

FPD(フラットパネルディスプレイ)製造装置市場におきましては、テレビ用大型液晶パネル向けの積極的な設備投資が見られましたが、中小パネル向けの設備投資が低調で推移するなど市場全体としては投資の抑制傾向が継続しました。

このような事業環境の中、当社グループは、IoTやAI(人工知能)技術の他、5Gの本格普及による中長期的な半導体需要の拡大に備え、高い品質力や技術力、製品コスト競争力、お客様からの幅広いニーズへの対応力の向上を目指し、商社機能、製造機能、R&D機能、保守メンテナンス機能の4つの機能の強化を柱として、新規商材の開発、人材の確保・育成、提案型営業の推進、製造体制の強化を図るとともに、今後の受注増加を見据えた新物流センターの建設に着手いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、半導体・FPD製造装置などの各種コンポーネンツ(部品)の販売等が堅調に推移したことを主因に、2019年5月14日に公表いたしました業績予想を上回り、売上高238億25百万円(前連結会計年度比8.2%減)、営業利益5億47百万円(前連結会計年度比13.3%減)、経常利益5億33百万円(前連結会計年度比14.1%減)、親会社株主に帰属する当期純利益3億33百万円(前連結会計年度比18.5%減)となりました。

かお	ヤグメン	ト別の売	上高の概念	児は次のと	しおり	であります。

(単位:百万円)

		区		分			売 上 高	前連結会計年度比増減
販		売		事		業	21, 326	△2, 031
受	託	製	Į	造	事	業	4, 276	△593
		小		計			25, 602	△2, 624
消	去	ま	た	は	全	社	△1,777	486
		合		計			23, 825	△2, 137

半導体・FPD製造装置等の各種コンポーネンツ及び同装置等の「販売事業」の売上高は、ロジック半導体向けの設備投資に伴う需要増等を要因として、当初想定時期より市場の回復基調が早まり、213億26百万円(前連結会計年度比8.7%減)となりました。

半導体・FPD製造装置等の組立及び保守メンテナンス等の「受託製造事業」の売上高は、半導体メーカーの設備投資の強まりを背景に年度後半に受注が伸び、42億76百万円(前連結会計年度比12.2%減)となりました。

(2) 資金調達の状況

当社グループにおいて長期借入金14億円を調達いたしました。

当社グループにおいて、運転資金の効率かつ安定的な調達を行うため、 取引銀行3行と総額11億50百万円のコミットメントライン契約を締結して おります。

当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入残高はありません。

(3) 設備投資等の状況

当社グループでは、当連結会計年度において2億40百万円の設備投資を 実施いたしました。主なものは、販売事業、受託製造事業の一層の強化を 図る目的で従前から進めておりました熊本県合志市の土地、建物の取得で あります。

これにより、今後の販売事業における売上増加に伴う物流体制の強化の他、保守メンテナンス事業の拡大に伴う体制整備を進めてまいります。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況の推移

	区	分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
売	上	高(千円)	20, 918, 989	28, 426, 944	25, 963, 176	23, 825, 589
経	常利	益(千円)	849, 329	1, 184, 896	621, 742	533, 886
親会する	会社株主に る 当 期 純	-帰属(千円) 利益(千円)	626, 905	857, 372	409, 626	333, 935
1 株	当たり当期	純利益 (円)	257. 83	316. 31	139. 74	114. 07
総	資	産(千円)	13, 149, 070	17, 058, 301	14, 520, 550	16, 165, 609
純	資	産(千円)	2, 732, 065	5, 322, 897	5, 611, 050	5, 779, 841

(注) 2016年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行いましたが、2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

	区	分	第 56 期 (2016年度)	第 57 期 (2017年度)	第 58 期 (2018年度)	第 59 期 (2019年度)
売	上	高(千円)	19, 181, 604	25, 922, 806	23, 315, 288	21, 300, 383
経	常利	益(千円)	560, 014	824, 573	484, 505	383, 151
当	期純利	益(千円)	352, 441	544, 219	311, 191	230, 174
1 棋	法当たり当期 純	植利益 (円)	144. 95	200. 78	106. 16	78. 63
総	資	産(千円)	10, 588, 857	13, 747, 627	11, 142, 652	12, 698, 775
純	資	産(千円)	2, 325, 046	4, 601, 963	4, 791, 939	4, 854, 556

- (注)1. 第56期において関係会社出資金評価損39,600千円を特別損失に計上しております。また、法人税等調整額△13,050千円を計上しております。
 - 2. 第57期において投資有価証券評価損19,225千円・関係会社出資金評価損23,399千円を 特別損失に計上しております。また、法人税等調整額△13,668千円を計上しておりま す。
 - 3. 第58期において、法人税等調整額20,494千円を計上しております。
 - 4. 第59期において投資有価証券評価損13,156千円・関係会社出資金評価損6,712千円を特別損失に計上しております。また、法人税等調整額△10,076千円を計上しております。
 - 5. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を除く)に基づき算出しております。なお、第56期中(2016年10月1日)に、当社普通株式2株を1株とする株式併合を行いましたが、第56期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境からみた課題は、短期的には、新型コロナウイルス感染症の拡大による業績、財務状況に対する影響への対応及び、社員の感染等による事業継続リスクへの対応があります。

また、中長期的には、5 Gの本格的な普及や I o T、A I の拡大等による 半導体需要の増加等を背景とした半導体市場及び半導体製造装置市場の中 長期的な成長への対応があります。

係る課題に対しまして当社グループは、お客様・仕入先様・その他関係企業様とのサプライチェーン内における『価値の創造』を実現するため、「お客様の課題解決と価値創造のために、グループシナジーを最大限に発揮し、創意と誠意をもって価値ある技術を基にした情報・商品・サービスを、よりスピーディーに提供できるNo.1企業を目指します。」という経営理念をもって取り組んでまいります。

[短期的課題:新型コロナウイルス感染症の拡大による影響への対応]

- ① 需要減少等による業績や財務状況に対する影響への対応 現在、売上等の業績や財務状況に特段の影響はございません。 しかしながら、今後、お客様の需要等が縮小する場合の対応として、生 産性の向上や合理化、コストダウン等の施策を通じ収益減少の最小化を図 ります。また、財務面では、現預金の潤沢な確保を行っております。
- ② 社員の感染による事業継続リスクへの対応

本年1月末に新型コロナウイルス感染症の拡大に備えるため、BCP(事業継続計画)対策本部を設置し、いち早く、テレワーク、時差出勤、公共交通機関利用を控えた車輌による通勤、日々の消毒、出勤前の健康状況確認の他、様々な感染予防、感染拡大防止に向けた施策を立案、実施しております。

③ サプライチェーン上の支障発生への対応

商品や資材の調達等、サプライチェーン上の支障発生の場合に備え、お客様や仕入先様とのコミュニケーションを図り、安定した在庫の確保を行い、影響の最小化を図っております。

- [中長期的課題:半導体市場及び半導体製造装置市場の中長期的な成長への対応] 前期に引き続き、以下の3施策を行ってまいります。
 - ① トータル サプライチェーン プランナー企業としての基盤構築 グループシナジーを最大限発揮できるトータル サプライチェーン プランナー企業としての経営基盤を構築するため、引き続き、商社機能、製造機能、R&D機能、保守メンテナンス機能の4つの機能の強化、充実を図り、当社グループの更なる価値向上を目指します。

【商社機能の強化】

技術商社として、お客様の幅広いニーズの先取りに注力し、蓄積されたノウハウに基づく技術提案型営業により、単なるサプライヤーとしてではなく付加価値を提供するバリューチェーンにて仕入先様とお客様を繋いでまいります。

また、今後の受注増加に即した物流センターの建設等の設備投資を推し進めるとともに業務の効率化、合理化を図り、市場における当社の優位性を構築してまいります。

【製造機能の強化】

当社グループが従来から取り組んでいる (*) MDMS機能の一層の 強化を図り、受託製造から自社開発に至るまで、多彩な製品ラインナ ップを可能にする、高生産力メーカーとしての製造機能強化に取り組 んでまいります。

【R&D(Research & Development: 研究開発)機能の強化】

お客様の様々なニーズやその変化を先取りすることができるよう、 R&D機能の強化に取り組んでまいります。

当社グループの中核事業である半導体関連事業は勿論のこと、今後成長が期待される新しい商品、市場、事業に関する情報も幅広く調査・収集し、研究・分析・蓄積してまいります。

こうして蓄積した情報データを活用し、技術力、開発力の向上を図りながら、新市場、新商品開発にも積極的に挑戦してまいります。

【保守メンテナンス機能の強化】

MDMS機能の一角を担う保守メンテナンス機能の強化を図り、お客様満足度の一層の向上を図ってまいります。

(*) MDMS機能 (Mechatronics Design & Manufacturing Services) とは、当社グループの調達・販売機能と受託製造機能を一体化させ、さらに外部ネットワーク等を活用し、主要なお客様である装置メーカーに「設計から製作・設置、保守・維持管理まで」を一貫して提供する機能のことであります。

② 人材の育成

トータル サプライチェーン プランナー企業を支えるために教育・研修の充実により、営業における提案力、コンサルティング能力や製造における設計力・開発力・技術力など高い専門性を有する人材の育成を図り、市場における優位性を確保してまいります。

③ 経営管理体制の強化

コーポレートガバナンス・コードの趣旨に沿った当社のコーポレートガバナンス方針を着実に実践し、経営管理体制の継続的な改善を行うことで、その強化を図ってまいります。

コンプライアンス、情報管理、リスク管理、財務管理等の実効性のある 運用を実践することで、内部統制システムにおける各体制の強化、充実を 図ってまいります。

グループ最適化の観点から間接部門を中心に事業経営の合理化を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きなお一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申しあげます。

(6) 主要な事業内容(2020年3月31日現在)

事 業 区 分	主な事業
販 売 事 業	空気圧機器、同応用機器類、工作機械、電気機器、電子機器 その他工具類の売買及び輸出入
受託製造事業	半導体・FPD製造装置等の組立及び保守メンテナンス

(7) 主要な営業所及び事業所(2020年3月31日現在)

① 当社

	名		称		所 在 地	名 称 所在地
本				社	東京都世田谷区	広 島 営 業 所 広島県東広島市
北	上	営	業	所	岩手県北上市	鳥 栖 営 業 所 佐賀県鳥栖市
仙	台	営	業	所	宮城県仙台市	熊 本 営 業 所 熊本県合志市
東	京	営	業	所	東京都世田谷区	鹿 児 島 営 業 所 鹿児島県姶良市
甲	府	営	業	所	山梨県甲斐市	宮城物流センター 宮城県黒川郡
長	岡	営	業	所	新潟県長岡市	九州物流センター熊本県合志市
京	都	営	業	所	京都府京都市	開発センター新潟県長岡市
大	阪	営	業	所	大阪府大阪市	

② 子会社

名称	所 在 地
1. 内外エレクトロニクス株式会社 本社 奥州事業所 仙台事業所 大衡出張所 福島事業所 東北リービスセンター 広島サービスセンター 長崎サービスセンター 熊本サービスセンター	東京都果州市市官域県果州市市官域県県伊海市市官域県県伊達市市協島県県伊達諸島県東東区市市協島県東東京市市長崎県東京市市長崎県南京市市
2.納宜伽義機材(上海)商貿有限公司 納宜伽義機材(上海)商貿有限公司 納宜伽義機材(上海)商貿有限公司昆山分公司	中華人民共和国上海市 中華人民共和国江蘇省蘇州市

(8) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 当社グループの使用人の状況

使	用	人	数		前	期	末	比	増	減	
	334						354	呂減			

② 当社の使用人の状況

	使	用	人	数	前期	末比	〕増	減	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
ĺ	144名			6名源	Į.			43.	4歳				10. 9	9年				

(注) 使用人数は就業員数であり、出向社員(4名)は含んでおりません。

(9) 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

会	社	名	資ま出 金は金	当社の出資比率	主要な事業内容
内外エレ	クトロニクス	株式会社	490百万円	100.0%	半導体・FPD製造装置等の組立及び保守メンテナンス等
納宜伽義榜		7有限公司	220百万円	100.0%	機械電子設備及びその 部品、計測計装機器の 卸売、輸出入、代理事業等

(10) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借	入	先	借	入	額
株式会	社きらぼし	銀行		701,	820千円
株式会	社 日 本 政 策 金 層	融公庫		608,	135千円
株式会	会社 七十七	銀行		456,	400千円
株式会	社 三 井 住 友	銀行		353,	910千円
株式会	社 商 工 組 合 中 5	央 金 庫		224.	000千円
株式会	社三菱UFJ	銀行		188,	688千円

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 8,500,000株

(2) 発行済株式の総数 2,935,491株(自己株式53,954株を含む)

(3) 株主数 1,491名

(4) 大株主 (上位10名)

株	Ė	Ē	名	持	株	数	持	株	比	率		
権	田	浩	_		429	千株	14. 90%)%		
権	田	益	美		144	千株			5. 01	.%		
権	田	雄	大		135	千株			4. 68	3%		
ゴーイン	ルドマターサ	ンサッショ	クスナル		128	千株	4. 47%					
高	橋	祐	実		84	千株		2. 91%				
副	島	眞	由美		74	千株			2. 58	3%		
株式	会 社 き	らぼし	銀行		74	千株			2. 56	5%		
日本ト 株 式	ラスティ・ 会 社	サービス信 (信 託	託銀行口)		73	千株			2. 55	5%		
ジェーセンフ	·ピー モルフ ブルク エス	ガン バン エイ 13	61千株			2. 12%						
S N	M C 樹	夫 式	会 社		60千株				2.08%			

⁽注) 持株比率は自己株式 (53,954株) を控除して計算しております。また、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)
 - ① 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
権田浩一	代表取締役会長	内外エレクトロニクス株式会社 取締役会長 納宜伽義機材(上海)商貿有限公司 董事長
岩井田 克 郎	代表取締役社長 社長執行役員	納宜伽義機材(上海)商貿有限公司 董事
米 澤 秀 記	専務 取締役 専務執行役員	内外エレクトロニクス株式会社 取締役
佐々木 政 彦	取 締 役 執 行 役 員	納宜伽義機材(上海)商貿有限公司 監事
福田彰	取 締 役	
村山憲二	取 締 役	村山公認会計士事務所 代表 株式会社J-WAVE 社外監査役
飯泉友章	常勤監査役	内外エレクトロニクス株式会社 監査役
浅野謙一	監 査 役	上野・浅野法律事務所 代表 株式会社芝浦電子 社外監査役 株式会社パイオラックス 取締役監査等委員 保証協会債権回収株式会社 取締役
小 峰 光	監 査 役	小峰公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 取締役福田彰氏及び取締役村山憲二氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 2. 監査役浅野謙一氏及び監査役小峰光氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 3. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

社外取締役 村山憲二氏

・村山公認会計士事務所及び株式会社J-WAVE 特別な利害関係はありません。

社外監查役 浅野謙一氏

・上野・浅野法律事務所、株式会社芝浦電子、株式会社パイオラックス及び保証協会 債権回収株式会社

特別な利害関係はありません。

社外監査役 小峰 光氏

- 小峰公認会計士事務所
- 特別な利害関係はありません。
- 4. 社外取締役福田彰氏、社外取締役村山憲二氏、社外監査役浅野謙一氏及び社外監査役 小峰光氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届 け出ております。

5. 監査役小峰光氏は公認会計士として長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役福田彰氏、取締役村山憲二氏、監査役飯泉友章氏、監査 役浅野謙一氏及び監査役小峰光氏との間で、会社法第427条第1項の規定に 基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当 該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となりま す。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る役員の報酬等の総額

区		分	支給人員	報	酬	等	の	総	額
取	締	役	6名	114,	000千円	(うちネ	土外2名	9,600∃	千円)
監	查	役	4名	16,	800千円	(うちネ	土外3名	7, 200∃	千円)
合		計	10名	130,	800千円	(うちネ	土外 5 名	16, 800	千円)

- (注) 1. 上記には、2019年6月26日に退任した監査役1名を含んでおります。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、2018年6月27日開催の第57回定時株主総会において年額3億円以内(うち社外取締役分50百万円以内)と決議いただいております。 また別枠で、同株主総会において、取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額50百万円以内と決議いただいております。
 - 3. 監査役の報酬限度額は、2018年6月27日開催の第57回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
 - ② 役員の報酬等の額に係る決定に関する方針

当社の役員の報酬等の額に係る決定に関する方針の概要は以下のとおりです。

1. 取締役

当社の取締役報酬は、役位別の基本報酬と当期純利益等を指標とした業績に応じた加算報酬及び中長期の株主価値の増大に対するインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬で構成しております。

取締役の個人別の報酬の決定に関する方針及び個人別の報酬につきましては、同業他社の水準や社外役員を中心とした報酬委員会より提言を受け、取締役の総意に基づいて決定しており、客観性・透明性・妥当性を確保していると認識しております。

なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役は、基本報酬のみの 支給としています。

2. 監査役

当社の監査役報酬は、企業業績に左右されず取締役の職務の執行を監査する権限を有する独立の立場を考慮し、基本報酬のみとしております。

3. 役員退職慰労金

当社の役員退職慰労金制度につきましては、2008年6月25日開催の第47回 定時株主総会の日をもって廃止しております。

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

ţ	也 位	Ť.	氏 名	取締役会出席状況	監 査 役 会出 席 状 況	発 言 状 況
取	締	役	福田彰	14回中14回	_	取締役会において、議案審議等 に必要な発言を適宜行っており ます。
取	締	役	村山憲二	14回中14回	_	取締役会において、主に公認会 計士としての専門的見地から、 議案審議等に必要な発言を適宜 行っております。
監	查	役	浅野謙一	14回中14回	14回中14回	取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的 見地から、議案審議等に必要な 発言を適宜行っております。
監	查	役	小峰 光	就任以降開催 10回中10回	就任以降開催 10回中10回	取締役会及び監査役会におい て、主に公認会計士としての専 門的見地から、議案審議等に必 要な発言を適宜行っておりま す。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支 払 額
当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	27,000千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - ② 会計監査人の報酬等の額に当社監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認した上、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合等その必要があると判断した場合には、監査役会の決定により株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「内部統制システムの基本方針」として取締役会で以下のとおり定めております。(最終改正決議日 2016年8月10日:社内体制の変更等に基づき、所要の改訂を行っております。)

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する ための体制
 - ①取締役会は、法令等遵守のための体制を含む内部統制システムに関する基本方針を決議するとともに、定期的に整備・運用状況の報告を受ける。
 - ②社外取締役を選任することにより、取締役会の業務の執行の決定及び取締役の職務の執行に対する監督機能の強化を図る。
 - ③監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を監視 及び検証する。
 - ④取締役及び使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、「企業行動憲章」「倫理基準」「行動指針」「コンプライアンス規程」「コンプライアンス・マニュアル」を制定する。役職員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合には直ちに取締役及び監査役に報告する体制を整備する。
 - ⑤コンプライアンス・リスクマネジメント委員会は、「倫理基準」や「コンプライアンス・マニュアル」の遵守状況を把握するとともに指導・教育等を行う。コンプライアンスに関する違反等の事態が発生した場合には、その内容、対処及び再発防止策を取締役及び監査役に報告する。
 - ⑥内部監査室を設置する。内部監査室は「内部監査規程」に基づき当社及び 子会社の業務全般に関し、法令・定款及び社内規程の遵守状況、職務執行 の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。
 - ⑦職員の法令違反行為に関する相談及び通報を適正に処理する仕組みとして コンプライアンス相談制度を設け、「コンプライアンス規程」「コンプラ イアンス相談制度運営要領」に基づき運用を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役会議事録その他法定の作成資料及び取締役の職務の執行に係る情報や文書は、「規程等管理規程」「文書管理規程」「ITマニュアル」等に基づき、適正に内容を記録し、保存媒体に応じて適切に保存及び管理し、社外からの不正アクセスに備えるとともに、それらを閲覧することができる体制を整備する。
- ②会社の重要な情報の開示に関連する規程を整備し、開示すべき情報が法令等に従い、適時に正確かつ十分に開示される体制を整備する。
- ③個人情報・営業秘密ほか法令上一定の管理が求められる情報については、 関連する規程を整備し、管理方法の周知徹底を図る。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①リスク管理体制として「リスク管理規程」を制定し、事業内容ごとに会社 経営に重大な影響を及ぼすリスクを識別し、当該リスクの発生可能性及び リスクがもたらす影響の大きさを分析し、経営環境変化等を踏まえた評価 を行い、適時かつ適切な対策を実施する。

- ②リスク管理の実効性を確保するため、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置し、事業活動に係る潜在リスクの把握と予防策、リスクの対処方針、経営リスクに関する対応策等の協議を行う。
- ③緊急時には「リスク管理規程」「経営リスク管理要領」「事業継続計画」 等に基づき、緊急対策本部を設置し、迅速かつ適切に対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会における審議の活性化を図るために資料の事前配布、年間の開催 スケジュールの決定、審議項目数や開催頻度の設定を行うとともに審議時 間の確保に努める。
- ②年度計画及び中期経営計画に基づいた各部門の目標に対し、それらの進捗 管理状況及び達成状況を取締役会及び経営会議に定期的に報告する。
- ③適正かつ効率的な職務執行を行うために「職務権限規程」「稟議規程」等 を制定し、職務執行に関する責任と権限を明確にする。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制として、「関係会社管理規程」を定め、子会社管理担当取締役において、子会社から子会社の財務情報その他の重要な情報の報告を受ける。
- ②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制として、「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会運営要領」に基づき、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会において子会社の事業に係るリスクの把握と管理を行う。
- ③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「関係会社管理規程」を定め、子会社管理担当取締役を置き、重要事項の事前協議や定期的に資料の提出を求めるなど必要な管理を行う。
- ④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「企業行動憲章」「倫理基準」「行動指針」「コンプライアンス規程」「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、法令等遵守体制を整備する。

また、海外子会社においては、当該国の法令・慣習等の違いを勘案し、 適切な方法により体制の整備に努める。

当社と子会社との間における不適切な取引または会計処理と子会社が認めた場合、また子会社の使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合には直ちに当社取締役及び当社監査役に報告される体制を整備する。

- ⑤内部監査室は、業務の適正の確保につき、子会社の内部統制システムの整備状況の監査を実施する。
- (6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における 当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及 び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ①監査役は、監査業務に必要な事項を内部監査室に要請することができるほか、監査役が求めた場合には、監査役の職務を補助する専任の使用人を配

置する。

- ②内部監査室は監査役の要請があるときは取締役等の指揮命令を受けない。 また監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動及び評価等については、 監査役の同意を必要とする。
- (7) 取締役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人が監査役に報告する ための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ①当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人は、会社の業務または業績に影響を与える重要な事項、法令・定款に違反する、またはその恐れがある行為を発見した場合は、その事実に関する事項について、適時、適切な方法により監査役に報告を行う。なお、監査役から会社情報の提供を求められたときには、遅延なく情報の提供を行う。
 - ②当社の内部監査室及び子会社の内部監査担当は、内部監査の結果を監査役 に報告する。
- (8) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告をした者が、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを 受けない体制の整備を行う。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の 当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する 事項

監査役が職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務の処理をする。

- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査役が代表取締役社長並びに会計監査人と定期的な意見交換を行い、ま た内部監査室と連携を図り監査役の監査が実効的に行われる体制を整備す る。
- (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、財務報告に係る内部統制の整備を行うとともに、その運用状況を 定期的に評価し、維持及び改善にあたる。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制

反社会的勢力とみなされる個人及び団体とは、いかなる場合においても経済的な利益供与を行わないこと並びに社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、弁護士・警察・地域社会等と連携して毅然とした態度で組織的にその排除に取り組むことを定め、運用のための社内体制を整備する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 内部統制全般

業務執行部門から独立した内部監査室が内部監査規程、内部監査基本計画に基づき遵法のみならず業務活動の有効性や効率性、諸規定の適正性や妥当性について監査を実施しました。

また、社外取締役2名を選任し業務執行に関する監督機能の強化を図るとともに、コーポレートガバナンス委員会ではコーポレートガバナンスに関する重要事項等について協議を行い必要に応じ取締役会に助言、提言を行いました。

常勤監査役1名、社外監査役2名で構成される監査役会及び各監査役は、 経営全般に対し必要に応じ意見を述べました。

(2) 効率的職務執行

職務の執行が効率的に行われることを確保するため、2018年度より執行 役員制度の導入を行いました。業務執行の責任と権限を明確にし、意思決 定の迅速化を図るとともに計画実行の確実性とスピードを高めております。 2019年度におきましては、定例及び臨時開催分を合わせ、取締役会は14 回、執行役員会は13回開催しました。

(3) コンプライアンス

従前の「リスク管理規程」内の規定から独立させるとともに拡充を行い、 新たに「ハラスメント防止規程」を制定しました。また、働き方改革法案 施行に伴い「社員就業規則」のほか、就業、給与、休暇等に関する各種規 程の改訂を行うとともに、就業時間の管理、有給休暇の取得推進等を行い ました。

また、これらの規定内容及び関連法規の浸透を図るため、教育研修を実施しました。

その他コンプライアンスに関する取り組みとして、「コンプライアンスと顧客信頼第一の日」(9月19日、3月19日)においてコンプライアンス意識の向上を目的とした教育研修、チェックリストによる評価を行った他、インサイダー取引防止、当社業務に関わる下請法や独占禁止法などをテーマとした教育研修を実施しました。

(4) リスクマネジメント及び情報セキュリティ

コンプライアンス・リスクマネジメント委員会において、当社グループ の事業活動に係る潜在リスクの把握と予防策の立案を行いました。

また、①情報管理②安全衛生③労働時間管理④人材育成の基本テーマを 中心に個別課題について、リスクマネジメントの定着及び課題解決を行い ました。

情報セキュリティ強化のため、情報システムインフラの整備・メンテナンスを実施するとともに、SNSの利用、営業秘密管理等の情報管理に関する研修を実施し徹底を図りました。

(5) グループ内部統制

コーポレートガバナンス委員会では、グループの持続的成長、新たな価値創造、長期的な企業価値の最大化を図るため、グループ内部統制、グループガバナンス体制に関する協議を行い、必要に応じて取締役会へ提言しました。

また、当社取締役のうち2名が各子会社の取締役を兼職し、子会社の決議に参加する他、子会社の経営等に係る重要事項については、親会社である当社の取締役会における承認を必要とする体制をとり、これを実施しました。

内部監査室は、内部監査基本計画に基づき監査役と連携し、グループ各 社を対象に内部監査を実施しました。

(6) 財務報告に係る内部統制

内部監査室において、全社的な内部統制の検証、業務プロセスや決算・ 財務報告プロセスの運用テスト等の実施により金融商品取引法に基づく財 務報告に係る内部統制の有効性の評価を行いました。

(7) 反社会的勢力の排除

当社及び国内子会社において、反社会的勢力排除条項を含んだ契約書の締結をすすめ、また、新規の取引を始めるに当たって、反社会的勢力該当調査を実施し、反社会的勢力の排除に努めました。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

8. 剰余金の配当金等の決定に関する方針

当社では、機動的な資本政策及び配当政策を遂行するため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項を取締役会の決議によって定めることができる旨、定款に規定しております。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要政策の一つとして位置付けております。

配当につきましては、経営成績、財務状況及び今後の事業展開を勘案し、必要な内部留保を確保しつつ、連結配当性向25%程度を目標としながら、業績に応じた配当を継続していくことを基本方針とし、引き続き企業価値の向上に努めてまいります。

この基本方針のもと、2020年3月期の期末配当につきましては、1株当たり29円とさせていただきました。

なお、期末配当金の支払開始日は、2020年6月11日となります。

本事業報告の記載額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、記載率は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金 額	科目	金 額
流 動 資 産	11, 687, 866	流動負債	7, 582, 908
現金及び預金	4, 820, 834	支払手形及び買掛金	2, 716, 195
受取手形及び売掛金	4, 943, 887	電子記録債務	3, 429, 724
電子記録債権	996, 120	1年内返済予定の長期借入金	632, 676
		1年内償還予定の社債	54, 000
商品及び製品	666, 650	リース債務	69, 739
仕 掛 品	68, 645	未払法人税等	126, 820
原材料及び貯蔵品	147, 300	未 払 消 費 税 等	224, 809
そ の 他	44, 426	賞 与 引 当 金	104, 100
 固定資産	4, 477, 743	そ の 他	224, 842
 有形固定資産	3, 229, 707	固 定 負 債	2, 802, 859
		社 債	44, 000
建物及び構築物	1, 961, 398	長期借入金	1, 900, 277
機械装置及び運搬具	27, 990	リース債務	122, 209
工具器具備品	17, 115	長期未払金	66, 996
土 地	1, 103, 748	退職給付に係る負債	659, 341
リース資産	117, 473	資産除去債務	10, 035
建設 仮勘定	1, 980	負 債 合 計	10, 385, 767
無形固定資産	109, 019	純 資 産	の部
		株 主 資 本	5, 608, 818
リース資産	83, 252	資 本 金	1, 087, 330
その他	25, 766	資本剰余金	1, 351, 323
投資その他の資産	1, 139, 016	利益剰余金	3, 273, 017
投資有価証券	354, 429	自己株式	△102, 853
差入保証金	686, 139	その他の包括利益累計額	171, 023
繰延税金資産	54, 178	その他有価証券評価差額金 為 替 換 算 調 整 勘 定	159, 796
その他	44, 269	為 首 換 昇 前 整 剛 足 一 一 一 純 資 産 合 計	11, 227 5, 779, 841
資産合計	16, 165, 609	負債・純資産合計	16, 165, 609
	10, 100, 009	只良 祝 具 庄 口 引	10, 100, 009

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2019年4月1日) 至 2020年3月31日)

	科			目		金	額
売		上		高			23, 825, 589
売	上	原	Ī	価			21, 187, 337
	売	上	総	利	益		2, 638, 251
販	売 費 及	び一般	设管理	里 費			2, 090, 282
	営	業		利	益		547, 969
営	業	外	収	益			
	受	取		利	息	5, 388	
	受	取	配	当	金	8, 186	
	受	取	賃	貸	料	285	
	仕	入		割	引	11, 736	
	助	成	金	収	入	622	
	そ		0)		他	4, 943	31, 163
営	業	外	費	用			
	支	払		利	息	38, 440	
	為	替		差	損	2, 851	
	そ		0)		他	3, 954	45, 246
	経	常		利	益		533, 886
特	別	損	Į	失			
	投資	有 佃	i 証	券 評 価	損	13, 156	13, 156
枋	金等	調整	前当	期純利	益		520, 729
注	. 人 税	、住民	税及	及び事業	美 税	200, 812	
法	. 人	税	等	調整	額	△14, 017	186, 794
<u></u> ≝	á i	期	純	利	益		333, 935
親	会社株	主に帰	属する	る当期純和	利益		333, 935

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日) 至 2020年3月31日)

										(1-12-11-17)
							株	主 資	本	
				資	本	金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期	1 首	残	高		1, 087,	330	1, 351, 323	3, 041, 753	△564	5, 479, 843
当 期	要	動	額							
剰ゟ	金金	の配	当					△102, 671		△102, 671
親会	社株主(期 純		する 益					333, 935		333, 935
自己	. 株 式	の取	得						△102, 289	△102, 289
株主当期	資本以 変動	外の項 額(純	目の額)							_
当 期	変動	額合	計			_	_	231, 263	△102, 289	128, 974
当 期	末	残	高		1, 087,	330	1, 351, 323	3, 273, 017	△102, 853	5, 608, 818

	その他	の包括利益	累計額	
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括 利益累計額合計	純資産合計
当 期 首 残 高	122, 393	8, 813	131, 207	5, 611, 050
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△102, 671
親会社株主に帰属する 当期純利益				333, 935
自己株式の取得				△102, 289
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	37, 402	2, 413	39, 816	39, 816
当期変動額合計	37, 402	2, 413	39, 816	168, 790
当 期 末 残 高	159, 796	11, 227	171, 023	5, 779, 841

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

- 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記
 - (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結子会社

連結子会社の数

・連結子会社の名称 内外エレクトロニクス株式会社

2社

納宜伽義機材(上海)商貿有限公司

② 非連結子会社 該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社 該当ありません。
 持分法非適用会社 該当ありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、納宜伽義機材(上海)商貿有限公司の決算日は12月31日であります。 連結計算書類作成にあたっては、当該子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算 日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連 結子会社の決算日は連結決算日と同一であります。

- (4) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ. 有価証券

ハ. リース資産

その他有価証券

・時価のあるもの 連結決算末日の市場価格等に基づく時価法によってお

ります。 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定しております。)

・時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

ロ. デリバティブ 時価法によっております。

ハ. たな卸資産 移動平均法による原価法によっております。(貸借対

照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法に

より算出しております。)

② 重要な固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 定率法を採用しております。

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備は除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した

属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した 建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

ロ. 無形固定資産 定額法を採用しております。

(リース資産を除く) ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社

内における利用可能期間 (5年) に基づいております。 リース期間を耐用年数とし、残存価額を素とする定額

法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につ

いては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権 については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込

額を計上しております。

ロ. 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞 与支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上して

おります。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

- イ. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
- 1. 但其枕寺の云計処理は、枕扱刀式によつしわりまり。
- ロ. 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので特例処理を採用しております。
- ハ. 退職給付に係る負債の計上基準は、当連結会計年度末における退職給付債務(自己都 合退職による期末要支給額)の見込額に基づき計上しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

2,194,907千円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

預金	48,000千円
建物	1,001,610千円
土地	849, 185千円
投資有価証券	132,009千円
 計	2,030,806千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	547,828千円
長期借入金	1,610,167千円
	2. 157. 995千円

(3) 受取手形裏書譲渡高

1,898千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,935千株	一 千株	一 千株	2,935千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の 種 類	配当金 の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年5月14日 取締役会	普通株式	102,671千円	35円	2019年3月31日	2019年6月10日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種 類	配当金 の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年5月14日 取締役会	普通株式	83,564千円	29円	2020年3月31日	2020年6月11日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金等に限定し、また、資金調達については主として銀行等金融機関からの借入により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理に関する内部管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結決算末日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注)2参照)。

(単位:千円)

		連結貸借対照表計上額(*)	時価 (*)	差額
1	現金及び預金	4, 820, 834	4, 820, 834	_
2	受取手形及び売掛金	4, 943, 887	4, 943, 887	_
3	電子記録債権	996, 120	996, 120	_
4	投資有価証券 その他有価証券	325, 404	325, 404	_
(5)	支払手形及び買掛金	(2, 716, 195)	(2, 716, 195)	_
6	電子記録債務	(3, 429, 724)	(3, 429, 724)	_
7	社債(1年以内に償還予 定のものを含む。)	(98, 000)	(97, 799)	△200
8	長期借入金(1年以内に返 済予定のものを含む。)	(2, 532, 953)	(2, 538, 937)	5, 984
9	デリバティブ取引	_	_	_

- (*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。
- (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
 - ① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金、並びに③ 電子記録債権 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳 簿価額によっております。
 - ④ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

- ⑤ 支払手形及び買掛金、並びに⑥ 電子記録債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳 簿価額によっております。
- (7) 社債

当社の発行した社債の時価は、市場価格がないため、元利金の合計額を同様の社債の発行を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑧ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記⑨参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑨ デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。 (上記®参照)

(注) 2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額29,025千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャ ッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認めら れるため、「④ 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

また、差入保証金(連結貸借対照表計上額686,139千円)は、市場価格がなく、かつ 将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難 と認められるため、記載から除いております。

5. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

2,005円82銭

1株当たり当期純利益

114円07銭

7. 研究開発費に関する注記

一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費

36,881千円

8. コミットメントライン契約に関する注記

運転資金の効率かつ安定的な調達を行うため、取引銀行3行とコミットメントライン契約 を締結しております。

当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとお りであります。

コミットメントライン極度額の総額

1, 150, 000千円

借入実行残高

差引額

1,150,000千円

一 千円

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

当社グループにおける会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症による影響 は、各拠点にて、厳重な対策を実施した上で事業活動を継続し、足元の業績も堅調に推移し ていることから、かかる状況が秋口まで続くと仮定したとしても、現時点では限定的と考え ております。

なお、不確実性が更に高まった場合には将来における実績値に基づく結果が、これらの見 積り及び仮定とは異なる可能性があります。

貸 借 対 照 表 (2020年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産	の	部		 負	債	0		<u> </u>
科目		金 額		科		E E	金	額
流動資産		9, 465, 983	流	動	負	債	6,	550, 883
現金及び預	金	3, 483, 641		支	払 手			496, 804
受 取 手	形	263, 735		電子				254, 025
				買	掛	金	2,	135, 687
	権	826, 837			済予定の長			259, 168
売掛	金	4, 163, 323		1年四1	賞還予定 - ス	が性順 務		54, 000 41, 639
商	品	668, 102		未	払	金		11, 320
前 払 費	用	24, 815			払 費			61, 948
関係会社短期貸付	-金	13, 320		未払		税等		82,000
その	他	22, 207		未 払	3 消	費税		89, 211
	,	3, 232, 792		賞 与	声 引	当 金		52, 100
	.			そ.	の	他		12, 978
有 形 固 定 資 産		980, 327	固	定	負 '	債	1,	293, 335
建	物	348, 025		社	n /!!.	債		44, 000
構築	物	21,024		長男リー		入		836, 180
器具備	品	6, 972		長期		貝 務 払 金		43, 237 66, 850
土	地	566, 348		繰延		負債		7, 306
リース 資	産	31, 074			給付引			286, 725
	.			資 産		債 務		9, 035
そ の	他	6, 881	負	債	合	計	7,	844, 219
無形固定資産		92, 735		純	資	産	の 1	部
電話加入	権	3, 690	株	主		本		694, 759
リース 資	産	69, 602	ž		本	金		087, 330
ソフトウェ	ア	19, 442	Í	資本	剰 余	金	1	351, 323
投資その他の資産	.	2, 159, 729		資本	準 他資本乘	備 金	1,	019, 480 331, 843
				ション 益	回貝 平 # 剰 余	金金	2	351, 643
投資有価証		354, 429	1	· 利 益		備金	2,	24, 538
関係会社株	式	853, 000			也利益剰		2,	334, 420
関係会社出資	金	75, 934				立 金		670,000
関係会社長期貸付	金	156, 710		繰走	退利 益乗		1,	664, 420
差入保証	金	683, 988				式		102, 853
敷	金	32, 369	評(算差額			159, 796
			0 +		有価証券評価		-	159, 796
そ の ※ 辛 △	他	3, 298	純	<u>資</u>	産合			854, 556
資 産 合	計	12, 698, 775	負	债 · 約	純資産	合 計	12,	698, 775

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2019年4月1日) 至 2020年3月31日)

	科	目		金	額
売	上	高			21, 300, 383
売	上 原	面 価			19, 178, 578
:	売 上	総利	益		2, 121, 804
販売	き費及び一般	设管理費			1, 783, 339
'	営業	利	益		338, 464
営	業外	収 益			
	受取利息	及び配当	金	17, 451	
	受 取	賃 貸	料	34, 756	
	仕 入	割	引	8, 785	
	業務	受 託	料	9, 295	
	そ	0	他	1, 953	72, 242
営	業外	費用			
	支払利息	及び社債利	息	17, 141	
	賃 貸 4	又 入 原	価	7, 855	
	そ	Ø	他	2, 558	27, 555
;	経常	利	益		383, 151
特	別	失			
	投 資 有 価	証券 評価	損	13, 156	
	関係 会社	出資金評価	損	6, 712	19, 868
税	引 前 当	期 純 利	益		363, 282
法	人税、住民	え税及び事業	税	143, 184	
法	人 税	等 調 整	額	△10,076	133, 108
当	期	純利	益		230, 174

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日) 至 2020年3月31日)

							V 1 1-	L . 111/
			株	主	資	本		
		資		資本剰余金			利益	
	次 十 ^			70c -		その他利	益剰余金	1511 - 34-
	資本金	資 本 金	その他資 本剰余金	資剰合 本金計	利益準備金	別途積立金	繰 越益金	利金金計
当 期 首 残 高	1, 087, 330	1, 019, 480	331, 843	1, 351, 323	24, 538	670, 000	1, 536, 917	2, 231, 455
当 期 変 動 額								
剰余金の配当							△102, 671	△102, 671
当期純利益							230, 174	230, 174
自己株式の取得								_
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								_
当期変動額合計	_	_	_	_	_	_	127, 502	127, 502
当 期 末 残 高	1,087,330	1, 019, 480	331, 843	1, 351, 323	24, 538	670, 000	1, 664, 420	2, 358, 958

	株主資本		評価・換	64 79 75 A 31	
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等 合 計	純資産合計
当 期 首 残 高	△564	4, 669, 546	122, 393	122, 393	4, 791, 939
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△102, 671			△102, 671
当 期 純 利 益		230, 174			230, 174
自己株式の取得	△102, 289	△102, 289			△102, 289
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)			37, 402	37, 402	37, 402
当期変動額合計	△102, 289	25, 213	37, 402	37, 402	62, 616
当 期 末 残 高	△102, 853	4, 694, 759	159, 796	159, 796	4, 854, 556

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式

② その他有価証券

時価のあるもの

移動平均法による原価法によっております。

決算末日の市場価格等に基づく時価法によっておりま す。 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売 却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

・デリバティブ

時価法によっております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品

移動平均法による原価法によっております。(貸借対 照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法に より算出しております。)

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附 属設備は除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した 建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額

定額法を採用しております。

② 無形固定資産 (リース資産を除く) ただし、ソフトウェア (自社利用分) については、社 内における利用可能期間(5年)に基づいております。

法を採用しております。

リース資産

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につ いては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権 については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込 額を計上しております。

② 賞与引当金

③ 退職給付引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞 与支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

従業員に対する退職給付に備えるため、当期末におけ る退職給付債務(自己都合退職による期末要支給額)

の見込額に基づき計上しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- ② 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので特例処理を採用して おります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

815,650千円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

 建物
 107,413千円

 土地
 352,647千円

 投資有価証券
 132,009千円

 計
 592,071千円

② 担保に係る債務

 1年内返済予定の長期借入金
 213,160千円

 長期借入金
 693,500千円

 計
 906,660千円

(3) 受取手形裏書譲渡高

1.898千円

(4) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権 64,503千円 短期金銭債務 271,616千円

(5) 保証債務

① 関係会社の金融機関からの借入等に対する債務保証額 内外エレクトロニクス株式会社

293,710千円

② 関係会社の仕入債務に対する債務保証額 納宜伽義機材(上海)商貿有限公司

875千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 60, 264千円 仕入高 2, 061, 761千円 その他の営業取引 2, 409千円 営業取引以外の取引高 47, 729千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,024株	51,930株	一株	53,954株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

退職給付引当金	87,331千円
減損損失	58,344千円
長期未払金	20,362千円
商品等評価損	23,749千円
賞与引当金	15,854千円
投資有価証券評価損	12,347千円
関係会社株式評価損	20,408千円
関係会社出資金評価損	43,882千円
その他	17,081千円
繰延税金資産小計	299, 362千円
評価性引当額	△236, 613千円
繰延税金資産合計	62,749千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	70,055千円
繰延税金負債合計	70,055千円
繰延税金資産純額	△7,306千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等 (単位:千円)

種類	会社等の名称	議 決 権 等 有 (被) 所 有) の 割	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (注) 5	科目	期末残高(注)5								
				商品販売(注)1	55, 651	売掛金	41, 918								
					商品仕入(注)1	2, 061, 761	買掛金	270, 696							
				業務受託手数料	5, 298	_	_								
	内外エレク	商品の販売 及び仕入	倉庫・事務所賃借(注)2	2, 399	前払費用	219									
			債務保証		債務保証 100% 担保の提供 設備の賃貸借	債務保証 担保の提供 設備の賃貸借							工場賃貸(注)2	34, 471	前受収益
子会社	トロニクス			1 7			債務保証等(注)3	293, 710	_	_					
	株式会社						設備の賃貸借 役員の兼任							関係会社	13, 320
			資金の援助	資金の貸付(注)4	_	短期貸付金	15, 520								
			J. 12. 12. 12. 13. 1	貝並の負的(社)4		関係会社	156, 710								
						長期貸付金	150, 710								
				受取利息	3, 550	未収収益	55								

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 市場価格、総原価を勘案して随時価格交渉の上、取引条件を決定しております。
 - 2. 倉庫・事務所・工場の賃貸借については、近隣の取引実勢に基づいて決定しております
 - 3. 当社は内外エレクトロニクス株式会社の銀行借入に対して債務保証及び不動産担保 の提供を行っており、「取引金額」は期末残高を記載しております。 なお、保証料は受領しておりません。
 - 4. 資金の貸付については、市場金利を勘案し、決定しております。
 - 5. 取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1株当たり当期純利益 1,684円71銭 78円63銭

8. コミットメントライン契約に関する注記

運転資金の効率かつ安定的な調達を行うため、取引銀行2行とコミットメントライン契約 を締結しております。

当事業年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

コミットメントライン極度額の総額

800,000千円

借入実行残高

一 千円

差引額

800,000千円

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

(EII)

内外テック株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石 田 勝 也

指定有限責任社員 公認会計士 下 田 琢 磨 印 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、内外テック株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、内外テック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の 執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又 は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又 は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思 決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する 十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督 及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会にして、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、 及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

計算書類に係る会計監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

内外テック株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

> 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石 田 勝 也 印 指定有限責任社員 公認会計士 下 田 琢 磨 印 業務執行社員 公認会計士 下 田 琢 磨 印

監查音見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、内外テック株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽 表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整 備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は 誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書におい て独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤 謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に 影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた 会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する主算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会 計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会にして、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、 及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査役会の監査報告 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第59期事業年度の 取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審 議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の 実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査 人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を 求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)並びに計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を 正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 連結計算書類の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当で あると認めます。
- (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当で あると認めます。

2020年5月25日

内外テック株式会社監査役会常勤監査役飯泉友章章社外監査役浅野謙一冊社外監査役小峰光

株主総会参考書類

第1号議案 取締役5名選任の件

現任取締役6名は本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、新任候補者1名を含む5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 ^{が 名} (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
1	種 笛 浩 一 (1957年2月15日生)	1980年4月 株式会社埼玉銀行入行 1984年5月 当社入社 1995年5月 当社取締役 1996年6月 当社常務取締役 1997年6月 当社代表取締役専務 1999年6月 当社代表取締役社長 2017年4月 当社代表取締役会長(現任) 〈重要な兼職の状況〉 内外エレクトロニクス株式会社 取締役会長納宜伽義機材(上海)商貿有限公司 董事長 〈候補者とした理由〉 1999年6月の代表取締役社長就任以降、経営者として豊富な経験と見識を有しており、2017年4月からは代表取締役会長として当社グループの企業価値由上に向けてリーダーシップを発揮しております。また取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、当社グループの持続的な成長を実現するための取締役候補者として適任であると判断いたしました。	429, 605株

候補者番 号	、	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
2	岩井田 克 郎 (1958年4月13日生)	1982年4月 SMC株式会社入社 2012年11月 当社入社 営業本部 部長 2014年6月 当社取締役 2015年6月 当社専務取締役 2017年4月 当社代表取締役社長(現任) 〈重要な兼職の状況〉納宜伽義機材(上海)商貿有限公司 董事 〈候補者とした理由〉 半導体業界での長年にわたる豊富な経験と知見を有しており、専務取締役営業本部長として営業部門を統括しておりましたが、2017年4月からは代表取締役社長として経営手腕を発揮しております。また取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、当社グループの持続的な成長を実現するための取締役候補者として適任であると判断いたしました。	11, 214株
3	佐々木 数 彦 (1959年2月25日生)	1981年4月 株式会社東京都民銀行入行 2011年4月 当社出向 経営企画室長 2014年3月 当社入社 経営企画室長 2014年6月 当社取締役(現任) 〈重要な兼職の状況〉 納宜伽義機材(上海)商貿有限公司 監事 内外エレクトロニクス株式会社 取締役(就任予定) 〈候補者とした理由〉 長年の金融業務の経験で蓄積された深い経験と知識を活かし、経営企画、総務、人事、経理等の管理部門に幅広くその実力を発揮しております。また、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、当社グループの持続的な成長を実現するための取締役候補者として適任であると判断いたしました。	7, 123株

候補者 号	底 " 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株式数
4	社外取締役 村 山 憲 二 (1954年10月21日生)	1977年4月 東京西ソニー販売株式会社入社 1982年11月 学校法人 東京会計専門学校勤務 1984年10月 監査法人中央会計事務所入所 1988年3月 公認会計士登録 2003年7月 中央青山監査法人代表社員 2007年8月 新日本有限責任監査法人シニアパートナー 2017年7月 村山公認会計士事務所開設(現任) 2018年6月 当社取締役(現任) 2019年6月 株式会社J-WAVE社外監査役(現任) 〈重要な兼職の状況〉 村山公認会計士事務所 代表株式会社J-WAVE 社外監査役 〈社外取締役候補者とした理由〉 公認会計士としての専門的な知見並びに企業会計に関する豊富な経験を有しており、中立的かつ容を観的な視点からその知識と経験に基づいた助言や提言をいただくことにより、独立した立場からの外部視点を経営に取り入れ、業務執行に対する一層の監督機能が強化されております。また、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与しておりませんが、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、当社グループの持続的な成長を実現するための社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。	0株
5	〈新任〉 社外取締役 新 井 茂 蛸 (1955年9月20日生)	1978年4月 株式会社循研入社 1983年3月 株式会社アドバンテスト入社 2006年6月 株式会社アドバンテストマニュファクチャリング 生産部門 統括部長 2010年7月 株式会社アドバンテスト 副理事 〈重要な兼職の状況〉ございません。 〈社外取締役候補者とした理由〉長年にわたり半導体製造装置の製品開発、生産管理業務に携わっており、半導体業界に関する豊富な知識と経験を有しております。その知識と経験に基づいた助言や提言をいただくことにより、独立した立場、外部視点による、業務執行に対する監督機能の一層の強化が期待されることから、当社グループの持続的な成長を実現するための社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。	300株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 佐々木政彦氏は、2020年6月23日開催予定の内外エレクトロニクス株式会社定時株主総会において取締役に就任する予定であります。
 - 3. 村山憲二氏は、現に当社の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
 - 4. 村山憲二氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届け出 ており、本議案が承認された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であり ます。
 - 5. 当社は、村山憲二氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第 1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、 法令の定める最低責任限度額となります。村山憲二氏の再任のご承認をいただいた場 合、同氏との当該契約を継続する予定であります。
 - 6. 新井茂明氏は新任社外取締役候補者であります。
 - 7. 新井茂明氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、本議案が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 - 8. 本議案が承認された場合には、当社は、新井茂明氏との間で、会社法第427条第1項の 規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、 当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

第2号議案 監査役1名選任の件

現任監査役の飯泉友章氏は本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
〈新任〉 **	1980年4月 三光信用金庫入庫 1985年6月 当社入社 2009年6月 当社取締役 2012年4月 当社専務取締役 2017年4月 当社専務取締役(現任) 〈重要な兼職の状況〉 内外エレクトロニクス株式会社 監査役(就任予定) 〈候補者とした理由〉 当社の財務部長及び管理本部長を歴任し、財務及び会計に関する豊富な経験と知見を有しており、また、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしてきた経験から、当社を適正に監査するための監査役候補者として適任であると判断いたしました。	43, 122株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 本議案が承認された場合には、米澤秀記氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。
 - 3. 米澤秀記氏は、2020年6月23日開催予定の内外エレクトロニクス株式会社定時株主総会 において監査役に就任する予定であります。

第59回 定時株主総会会場 ご案内図

会場 東京都世田谷区三軒茶屋二丁目11番20号 サンタワーズD棟 6階 当社 東京営業所 会議室 (前回とは会場が異なっております。)

> 東急田園都市線 三軒茶屋駅 世田谷通り口から徒歩約3分 東急世田谷線 三軒茶屋駅から徒歩約5分

